

21 日獣発第 163 号
平成 21 年 9 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 保有状況調査の実施について

このことについて、平成 21 年 9 月 4 日付け環自野発第 090904002 号をもって環境省自然環境局野生生物課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、環境省において昨年度とりまとめられた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、本年度についても本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしており、①野鳥におけるサーベイランスの実施、②高病原性鳥インフルエンザ発生への備え、③関係機関及び関係部局との連携についての徹底を各都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したので、了知の上は円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の配慮を求めたいとするものです。

環境省においてとりまとめられた同対応技術マニュアルについては、先に平成 20 年 10 月 27 日付け 20 日獣発第 171 号をもって内容等について通知したところですが、その運用に当たっては都道府県鳥獣行政担当部局等と地方獣医師会との連携強化とともに、民間飼育動物の診療施設をはじめ関係する診療獣医師との十分な事前調整を図ることの重要性に

ついて本会から環境省自然環境局長あてに要請(平成 20 年 10 月 27 日付け 20 日獣発第 172 号)し、これを受けて環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長から都道府県鳥獣行政担当部局に対し同対応技術マニュアルに基づく調査等の実施に当たっての関係者との協力、連携の円滑化について通知するとともに、併せて本会に対し本件についての協力・連携への配慮について依頼があったところです(平成 21 年 5 月 11 日付け 21 日獣発第 48 号)。

貴職におかれては、趣旨等ご理解の上は円滑な調査の実施のため、貴会関係者への周知とともに同調査に対する協力・連携について配慮のほどお願いします。

(注) 本件内容の問い合わせは、松岡事務局主任までお願いします。



環自野発第090904002号

平成21年9月4日

(社)大日本猟友会	会 長	} 殿
(社)全日本狩猟倶楽部	会 長	
(財)日本鳥類保護連盟	会 長	
(財)日本自然保護協会	理事長	
(財)自然環境研究センター	理事長	
(財)日本野鳥の会	会 長	
(財)山階野生鳥獣保護研究振興財団	理事長	
(社)日本獣医師会	会 長	

環境省自然環境局
野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、野生生物行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、昨年度取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしております。

今般、添付（写）のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。





環自野発第090904002号

平成21年9月4日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」(以下「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、以下の事項に関して、徹底方よろしくお願ひします。

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

昨年度に引き続き、対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等や都道府県の家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にすること。